

# 用語解説

## 【あ行】

### ■一般廃棄物許可業者

一般廃棄物の収集又は運搬を行う事業者のことで、当該業を行うには、区域を管轄する市町村長の許可が必要です。

### ■一般廃棄物処理実施計画

一般廃棄物処理基本計画を推進するため、ごみ排出量の見込み、収集運搬から処理・処分、再資源化の方法等を年度ごとに定めた計画です。

## 【か行】

### ■海洋プラスチックごみ

海洋プラスチック問題は、地域温暖化と同じように緊急な解決が求められている国際的な環境問題です。プラスチック製容器包装類は資源物として再資源化され、製品プラスチックは焼却処理されていますが、一部が海に漏れ出し海洋プラスチックごみとなります。環境省でも今後の方向性として「プラスチック資源循環戦略」を策定し、ワンウェイプラスチック排出量の削減を目指しています。

### ■拡大生産者責任

生産者が、生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なりサイクルや処分について物理的または財政的に一定の責任を負うという考え方のことです。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄などの後に生産者が引取やりサイクルを実施すること等が含まれます。

### ■合併処理浄化槽

汚水や生活雑排水（風呂、台所等からの汚水）を、微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水にして放流するための施設。公共下水道などが整備されていない地域でトイレを水洗化するときに設置が義務付けられています。

### ■家電リサイクル法

エアコン、テレビ、電気冷蔵庫・冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機の特定4品目について、メーカーにリサイクルを義務付けています。

### ■環境基本法

環境の保全に関し、国の政策の基本的な方向を示した法律で平成5年（1993年）11月に制定されました。環境保全の基本理念や国、地方公共団体、事業者、国民の役割、基本的な政策の方向等を示した法律です。

## ■環境基本計画

環境基本計画とは、環境基本法第1条に基づき、国が定めた施策に準じて釧路市が掲げる基本理念をベースに、より良い環境の実現と理想とする環境像、取り組み施策を定めた総合的かつ計画的に推進するための指針となる基本的な計画です。

## ■環境負荷

人が環境に与える負担のことです。「環境基本法」では、「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」と定められています。

## ■釧路広域連合

ごみの焼却処理を目的として、釧路総合振興局管内の1市4町1村が集まって作られた組織です。2006年（平成18年）4月から「釧路広域連合清掃工場」が稼働し、釧路市だけではなく、釧路町、鶴居村、白糠町、弟子屈町、厚岸町の可燃ごみを処理しています。

## ■釧路市グリーン購入推進基本方針

釧路市役所では、自らが事業者でもあり消費者でもあるという立場から、購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入する「グリーン購入」を推進しています。

## ■釧路市クリーンパートナー制度

「釧路市クリーンパートナー制度」は、釧路市に登録した団体が市とのパートナーシップのもとに、清掃活動を行う制度です。市民と市が協働して散乱ごみのない清潔できれいな街づくりを推進しています。

## ■釧路市みんなできれいな街にする条例

空き缶及び吸い殻等の散乱の防止（ごみの散乱防止）に関する施策について、市、市民、事業者及び土地所有者等が一体となって推進するための必要な事項を定め、清潔で住みよいまちづくりに資することを目的とする条例です。

## ■ 釧路地域循環型社会形成推進地域計画

本計画は2005（平成17）年度に創設された国の「循環型社会形成推進交付金制度」により交付金を受けるため、釧路地域の循環型社会の形成を図ることを目的に、令和元年度から令和6年度までの5年間を計画期間とし、策定したものです。安定かつ継続したごみ処理を行うためのごみ処理施設の整備や、生活環境の向上と公共用水域の水質改善を図るため合併処理浄化槽の設置について具体的な施策を盛り込んでいます。

## ■ 計画収集

家庭系ごみを対象に、家庭から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、資源物及び粗大ごみを曜日や日付を指定して、釧路市と委託業者で収集する体制のことをいいます。

## ■ 建設リサイクル法

特定建設資材（コンクリート・アスファルト・木材等）を用いた建築物などに係る解体工事またはその施工に特定建設資材を使用する新築工事等で一定規模以上の建設工事について、その受注者などに対し、分別解体及び再資源化等を義務付けた法律です。

## ■ 広域処理

市町村ごとにごみ処理施設を整備・運営するのではなく、複数の市町村が広域的に共同して施設を整備し、ごみ処理を行うことをいいます。

## ■ 公共下水道

下水道法において、「主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの」とされています。

## ■ 小型家電リサイクル法

携帯電話やデジタルカメラ、ゲーム機など、小型家電製品に含まれる有用な金属類をリサイクルし、埋立処分場の延命化や有害金属の適切な処理を行うことを目的に、市町村が回収した小型家電製品を、国の認定を受けた業者が再資源化することを義務付けた法律です。

## ■ ごみ処理手数料の有料化

ごみの有料化とは、ごみ処理費用の一部または全部を、ごみの排出者が税金とは別にごみ処理手数料として負担する制度のことです。釧路市では、有料指定袋の価格にごみ処理費用の一部を含める方式を導入しています。

## ■ ごみ量の定義

ごみ排出量	ごみ収集量＋直接搬入量 家庭や事業所などから出されるごみの量 収集するごみ量（ごみ収集量）、施設に持ち込まれるごみ量（直接搬入量）を合わせたもの
ごみ収集量	ごみの収集車で収集される家庭ごみの量
直接搬入量	自家用車や会社の車で、直接施設に持ち込まれるごみの量
集団資源回収量	町内会や団体などの集団回収活動により回収される資源物の量
最終処分量	最終処分場に埋め立てる焼却残渣や不燃性残渣の量
リサイクル率	再生利用量÷ごみ排出量 ごみ排出量に対する資源物回収量（リサイクルされるごみの量）の割合。

## ■ コンポスト

容器の底に土を埋め、中に生ごみと土を交互に重ね発酵させて、有機肥料を作るための容器のことです。

## 【さ行】

### ■ 災害廃棄物

地震や台風、水害などの自然災害によって発生する廃棄物のこと。具体的な内容としては、倒壊した家屋の廃材や廃コンクリート、家屋が押しつぶした家電や家具、流された自動車の他、腐敗した食料品などになります。

### ■ 最終処分場

廃棄物の最終処分（埋め立て処分）を行う場所のこと。廃棄物はリサイクルかリユース（再使用）される場合を除き、最終的には埋め立てされます。

### ■ 産業廃棄物

事業活動に伴って発生する廃棄物のうち「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められている20種類（廃プラスチック、金属くずなど）のことをいいます。

### ■ 3きり運動

①買った食材を使い切る「使い切り」、②食べ残しをしない「食べきり」、③生ごみを出す前にもうひとしぼりする「水きり」の3つの「きり」をキーワードとして、生ごみの削減を目指す取り組みをいいます。

### ■ 3010（さんまるいちまる）運動

宴会での食品ロスを減らすための運動で、「宴会の開始から30分と、閉宴10分前に席に座って食事を楽しむ」取り組みをいいます。

### ■ 資源の有効な利用の促進に関する法律

資源の有効利用を促進するため、リサイクルの強化や廃棄物の発生抑制、再使用を定めた法律です。リサイクルしやすい設計を行うべき製品、使用済み製品を回収・リサイクルすべき製品、生産工程から出る廃棄物を減らしたり、リサイクルすべき業種、リサイクル材料を使用したり、部品などを再使用するべき業種など7項目について、業種や製品を具体的に指定しています。

### ■ 自然の番人宣言

「自然の番人宣言」とは、廃棄物の不法投棄やポイ捨てなどから自然を守り、引き継ぐことを目的として宣言されたものです。

この宣言の趣旨に基づいて、管内市町村が共同で構成した団体で、廃棄物の不法投棄やポイ捨てなどから自然を守り、引き継ぐことを目的に活動をしています。

### ■ 自動車リサイクル法

自動車メーカーを含めて、自動車のリサイクルに携わる関係者が適正な役割を担うことにより、使用済み自動車の積極的なリサイクル・適正処理を行うことを目的として定められた法律です。

### ■ 集団資源回収

町内会などの市民団体が、古紙類を集めて、集団資源回収業者に引き渡す自主的な資源物回収のこと。釧路市では、回収した資源物の引き渡し量に応じて、回収団体に奨励金を交付しています。

### ■ 循環型社会

製品などが廃棄物などになることを抑制し、排出された廃棄物などについてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」のことをいいます。

## ■循環型社会形成基本法

廃棄物やリサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確保するとともに、循環型社会の形成へ向け実効のある取組の推進を図るための基本的な枠組みとなる法律。この法律では、循環型社会における施策として、第一に「発生抑制」、第二に「再使用」、第三に「再生利用」、第四に「熱回収」、そして最後に「適正処分」という優先順位を定めています。

## ■浄化槽汚泥

浄化槽処理において発生する汚泥を指します。浄化槽の機能を維持するためには、汚泥量が一定量以上になったら、浄化槽内から抜き取る必要があります。抜き取った浄化槽汚泥はし尿処理施設にて処理されます。

## ■食品リサイクル法

食品製造工程から出る材料くずや売れ残った食品、食べ残しなどの「食品廃棄物」を減らし、リサイクルを進めるため、生産者や販売者等に食品廃棄物の減量・リサイクルを義務付けた法律です。

## ■食品ロス

売れ残りや消費期限切れ、食べ残しなどで本来は食べられる食品が廃棄されることをいいます。食品ロスは生産や加工、流通や販売、家庭での消費などの各段階で発生しています。

## ■食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）

世界には飢餓など栄養不足の状態にある人々が多数いる中、日本は食料の多くを輸入に頼りながらも、まだ食べられる食品を大量に廃棄しているとして、一食品ロス削減は真剣に取り組むべき課題—との認識に立ち、2019年（平成元年）10月1日に施行。国と自治体には、ロス削減のための施策づくりとそれを実施する責務を規定。食品に関わる事業者には、国や自治体の施策への協力を努める義務を、消費者には、食品の購入や調理の方法を改善することなどで自主的に削減に努める義務を定めている。

## ■処理形態別人口

生活排水をどのような方法（公共下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽等）で処理しているのかを、人口で示したものです。

## ■処理困難物

市が処理する一般廃棄物のうち、市の一般廃棄物の処理に関する整備及び技術に照らし、市では適正な処理が困難なものをいいます。

## ■水洗化

公共下水道及び浄化槽等によって、し尿が処理可能で水洗トイレにしていることをいいます。

## ■生活排水・生活雑排水

生活排水とは、台所、トイレ、風呂、洗濯などの日常生活からの排水のことです。このうちトイレの排水（し尿）を除いたものを生活雑排水といいます。

## ■組成分析

家庭から排出されるごみに対して、どのような種類の廃棄物がどの程度含まれているか調査することです。釧路市では可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装を対象に調査を実施しています。

## 【た行】

### ■単独処理浄化槽

トイレのし尿処理のみを行う浄化槽のことです。生活雑排水は未処理で放流されてしまうため、浄化槽法の改正によって平成13年4月1日から新設が原則禁止されています。

### ■中間処理

できるだけごみの体積と重量を減らして、最終処分場への負担を減らすため、収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの選別などを行う処理のことです。鉄や小型家電など再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もあります。

### ■直接搬入

廃棄物処理許可業者を介さず、自家用車や会社の車でごみを直接、ごみ処理施設へ持ち込むことをいいます。

### ■電気生ごみ処理機

電気を使用し、家庭等から排出される生ごみを微生物分解、乾燥加熱により、減量化・資源化する機械のことをいいます。

## 【は行】

### ■廃棄ごみ量

処理の主体が焼却処理や埋立処分とする「可燃ごみ」、「不燃ごみ」及び「粗大ごみ」の量。環境への負荷をできる限り低減するためにも、ごみの発生・排出抑制やリサイクルの促進によって廃棄ごみを減量していくことが重要になります。



## ■ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の排出の抑制、廃棄物の適正な分別、保管、収集、再生、処分等の処理及び生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることとした法律です。

## ■ 排出者責任

廃棄物等を排出する者が、その適正なリサイクルや処理に関する責任を負うべきであるとの考え方であり、廃棄物・リサイクル対策の基本的な原則の一つです。具体的には、廃棄物を排出する際に分別すること、事業者がその廃棄物のリサイクルや処理を自ら行う事などが挙げられます。

## ■ P D C A サイクル（ピーディーシーエーサイクル）

業務プロセスの管理手法のひとつ。計画の策定（P l a n）、施策の実施（D o）、計画の評価・検証（C h e c k）、計画の改善（A c t i o n）の4つのサイクルを繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法のことです。

## ■ 非水洗化

汲み取り等水洗化していないことをいいます。

## ■ ピックアップ回収

燃やさないごみや粗大ごみとして回収されたものの中からリサイクル可能な金属や小型家電を抜き取ることをいいます。

## ■ 不法投棄

廃棄物処理法第 16 条では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」とされており、この規定に反して廃棄物を投棄することを「不法投棄」といいます。この規定は、産業廃棄物に限らず、一般廃棄物を含めた全ての廃棄物に適用されます。

## ■ プラスチック資源循環戦略

2018年（平成30年）6月19日に閣議決定した「第四次循環型社会形成推進基本計画」を踏まえて、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するために日本政府が策定した戦略です。

## ■ふれあい収集

ごみを排出する事が困難な要介護認定者や身体障害者を対象に、ごみや資源物を戸別に収集し、安否確認を行っています。

## ■分別収集推進協力員

行政と地域の連携のもと、分別の徹底やごみの減量化、再資源化並びに環境美化を推進するボランティアの事です。ごみ問題に対する意識の高揚を目的に1994年（平成6年）10月に創設しました。

## 【ま行】

### ■モニター指標

目標を達成するための課題の把握、施策の見直しや改善の際の参考とするための指標です。

## 【や行】

### ■有機性廃棄物

主に、動植物に由来する廃棄物で、一般廃棄物では、紙、厨芥（炊事場から出る食べ物かす）、廃食用油、木、し尿、生活排水及びその過程で生じる汚泥等のことです。

### ■容器包装リサイクル法

正式名称を「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」といい、1995年（平成7年）に制定された容器包装ごみのリサイクルを製造者に義務付けた法律です。対象となる再商品化義務のある容器包装は、ガラスびん、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の4品目です。

## 【ら行】

### ■リサイクルフェア

リユース機会の提供、ごみ減量化の一環として、再利用を希望される方から不要となった製品の提供を受け、安価で必要な方に譲るイベントを開催しています。

### ■レアメタル

非鉄金属のうち、産業界での流通量・使用量が少ない希少な金属のこと。ほとんどの製造業で不可欠な素材であり、不要となった携帯電話や家電製品などの廃棄物からの抽出によるリサイクルも行われており、新たな資源供給源として「都市鉱山」と呼ばれています。

## 【コラム】SDGsとは

### 国連で採択された世界の新しい目標 「持続可能な開発目標（SDGs）」

2015年（平成27年）9月「持続可能な開発に関するサミット」において、貧困や格差をなくし気候変動が緩和された持続可能な世界の実現に向けて、2030年までに目指すべき17の目標を定めた「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が新しい世界の目標として採択されました。

17の目標のうち、本計画は3つの目標の達成に寄与します。



出典：国連広報センター「持続可能な開発目標（SDGs）」

#### 目標6：安全な水とトイレを世界中に

- すべての人々の適切かつ平等な下水施設へのアクセスを達成する。
- 未処理排水の割合を減らす。
- 水に関連する生態系の保護・回復を行う。

#### 目標11：住み続けられるまちづくりを

- 廃棄物の管理に注意を払うことを含め環境上の悪影響を軽減する。

#### 目標12：持続可能な生産消費形態を確保する

- 全ての国が持続可能な消費と生産を行うための対策を進める。
- 一人当たりの食品廃棄物を世界全体で半分に減らす。
- 化学物質が大気・水・土壌に流れ出すことを食い止める。
- 廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する

#### 目標14：海の豊かさを守ろう

- あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。